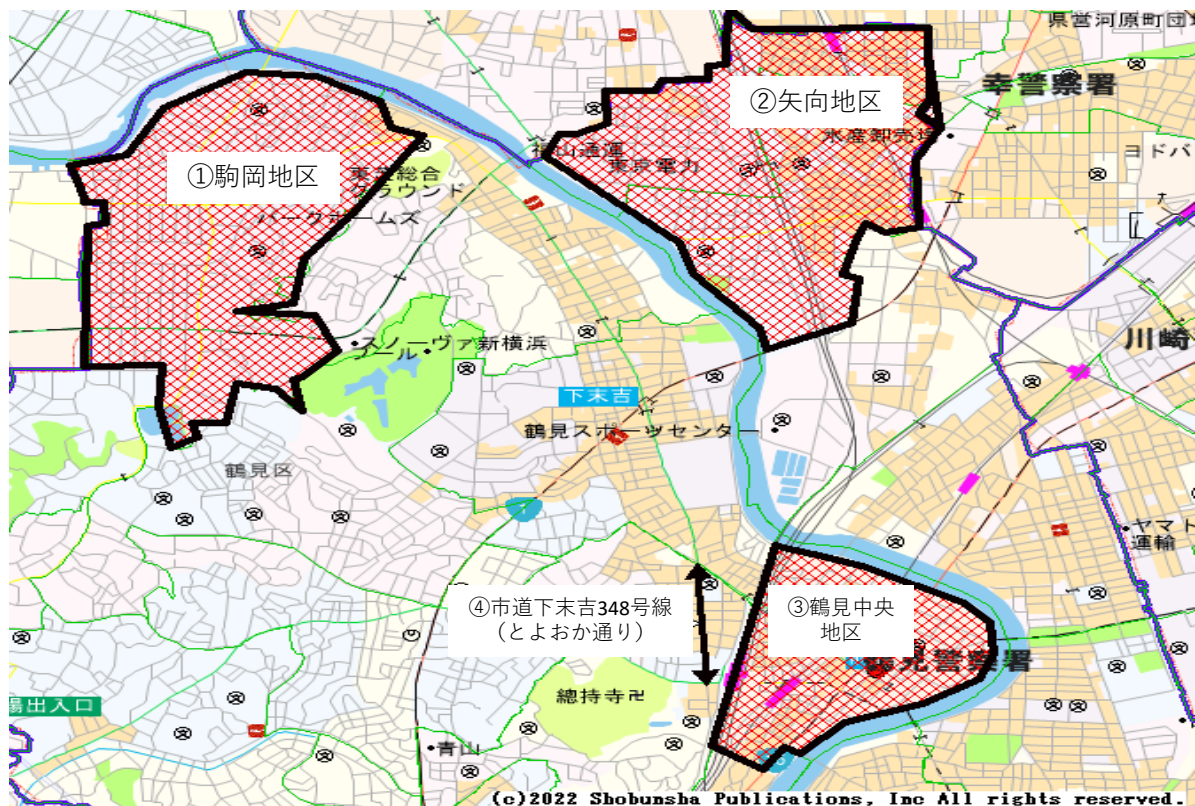


令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

【鶴見警察署】



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

① 駒岡地区

【選定理由】

- ・ 商業施設が多くあり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、歩道通行や並進する自転車も多い。
- ・ 自転車関連事故が多発（令和3年中19件）

② 矢向地区

【選定理由】

- ・ 自転車関連事故が多発（令和3年中20件）

③ 鶴見中央地区

【選定理由】

- ・ 主要駅や商業施設が多数あり、通勤・通学、買い物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- ・ 自転車関連事故が多発傾向（令和3年中32件）

④ 市道下末吉第348号線（通称：とよおか通り）

【選定理由】

- ・ 主要駅や商業施設が多数あり、自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数

①～④の地区・路線で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一方通行の逆走



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 歩道は、歩行者優先！
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 2 ながら運転は危険！
片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 自転車も自動車と同じ車両！
一方通行の逆走や右側通行はやめましょう。